

「生産設備の近代化整備にかかる国庫補助の取扱いについて」の一部改正に係る新旧対照表

改 正 後	現 行								
<p>1～3 (略)</p> <p>4 国庫補助基準 (1) (略) (2) (1)により選定された額と、原則として、<u>13,700</u>千円(1,500千円(ただし、事業規模が小さく、支払工賃の少ない施設であって、特にその整備の必要性が認められる場合には750千円)以上とする。)とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。 ただし、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条に規定する沖縄振興計画(以下「沖縄振興計画」という。)に基づく事業として行う場合には別表に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>別表(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施 設 の 種 類</th> <th style="text-align: center;">基 準 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害福祉サービス事業所、障害者支援施設</td> <td>原則として、<u>15,200</u>千円(1,667千円(ただし、事業規模が小さく、支払工賃の少ない施設であって、特にその整備の必要性が認められる場合には834千円)以上とする。)</td> </tr> </tbody> </table>	施 設 の 種 類	基 準 額	障害福祉サービス事業所、障害者支援施設	原則として、 <u>15,200</u> 千円(1,667千円(ただし、事業規模が小さく、支払工賃の少ない施設であって、特にその整備の必要性が認められる場合には834千円)以上とする。)	<p>1～3 (略)</p> <p>4 国庫補助基準 (1) (略) (2) (1)により選定された額と、原則として、<u>13,400</u>千円(1,500千円(ただし、事業規模が小さく、支払工賃の少ない施設であって、特にその整備の必要性が認められる場合には750千円)以上とする。)とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。 ただし、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条に規定する沖縄振興計画(以下「沖縄振興計画」という。)に基づく事業として行う場合には別表に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を国庫補助基準額とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>別表(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施 設 の 種 類</th> <th style="text-align: center;">基 準 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害福祉サービス事業所、障害者支援施設</td> <td>原則として、<u>14,900</u>千円(1,667千円(ただし、事業規模が小さく、支払工賃の少ない施設であって、特にその整備の必要性が認められる場合には834千円)以上とする。)</td> </tr> </tbody> </table>	施 設 の 種 類	基 準 額	障害福祉サービス事業所、障害者支援施設	原則として、 <u>14,900</u> 千円(1,667千円(ただし、事業規模が小さく、支払工賃の少ない施設であって、特にその整備の必要性が認められる場合には834千円)以上とする。)
施 設 の 種 類	基 準 額								
障害福祉サービス事業所、障害者支援施設	原則として、 <u>15,200</u> 千円(1,667千円(ただし、事業規模が小さく、支払工賃の少ない施設であって、特にその整備の必要性が認められる場合には834千円)以上とする。)								
施 設 の 種 類	基 準 額								
障害福祉サービス事業所、障害者支援施設	原則として、 <u>14,900</u> 千円(1,667千円(ただし、事業規模が小さく、支払工賃の少ない施設であって、特にその整備の必要性が認められる場合には834千円)以上とする。)								